

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省 大臣官房政策課技術政策室

農林水産技術会議事務局研究推進課）

項 目 名	認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減の延長		
税 目	登録免許税（措法 80 の 3）		
要 望 の 内 容	【措置の概要】 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下、「スマート農業技術活用促進法」という。）の開発供給実施計画の認定を受けた事業者が、認定を受けた開発供給実施計画に従って会社の設立や出資の受入れ等を行った場合、登録免許税の軽減措置を適用することができる。 会社の設立・増資 7/1,000→3.5/1,000 合併による会社設立・増資 1.5/1,000→1/1,000 合併による会社設立・増資（純増部分）（資本金 3,000 億超を除く。）7/1,000→3.5/1,000 分割による会社設立・増資（資本金 3,000 億超を除く。）7/1,000→5/1,000 法人の設立・増資による不動産移転 20/1,000→16/1,000 法人の合併による不動産移転 4/1,000→2/1,000 法人の分割による不動産移転 20/1,000→4/1,000 【要望の内容】 適用期限を 3 年延長する。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 人口の減少、高齢化の進展、農業技術の分野における情報通信技術等の技術革新の進展その他の我が国の農業を取り巻く環境の著しい変化に伴い、農業の生産性の向上に不可欠であるスマート農業技術等を導入して農産物の生産、流通及び販売の方式の革新を図ることの重要性が増大している。このことから、スマート農業技術等の開発・供給に関する取組を行う者に対して、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及を促進するための措置を講ずることにより、農業の生産性の向上を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 今後約 20 年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める 70 歳以上の年齢層がリタイアした後、農業者数は現在から大きく減少することが見込まれ、従来の生産方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれがある。 人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術等の実用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であり、スマート農業技術等の開発・導入を一層加速することが不可欠となっている。 このため、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）の認定を受けた者に対して、スマート農業技術等の開発・供給の促進を図る本特例措置が必要である。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）においても、「「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律」（令和 6 年法律第 63 号）及び同法に基づく「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」（令和 6 年 9 月策定。以下「スマート農業技術活用促進基本方針」という。）に基づき、スマート農業技術の開発・普及を進める（中略）」と位置付けられている。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I - 1 我が国の食料供給 《政策分野》 ②食料自給力の確保
		政策の達成目標	経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和 12 年度までに 50%以上に向上させる。

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日から令和12年3月まで（3年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	スマート農業技術の活用割合について、2024年は約20%（参考値）、2025年は約26%（参考値）であり、着実に進捗している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度 25件 令和9年度 45件 令和10年度 50件 令和11年度 25件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スマート農業技術等の開発・供給については、生産現場において省力化等に対するニーズが高い一方で、その実用化が十分に進んでいない農作業が存在しており、同技術の実用化にはスタートアップ・異業種企業等の参入及び協業が必要である。農機メーカー、公設試、スタートアップ、異業種企業等の多様なプレーヤーの参入・協業に係る負担を軽減し、開発供給実施計画の円滑な推進を支援するためには、本特例措置による登記事項の変更に係る課税負担の軽減が効果的である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同じスマート農業技術活用促進法に基づく計画認定に係る税制特例措置として、「生産方式革新事業活動用資産等の特別償却」が措置されており、本特例措置と同様に、令和9年度税制改正要望にて延長要望を行う予定である。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	スマート農業技術開発・供給加速化対策 （令和7年度補正予算額：8,970百万円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記事業は、スマート農業技術等に係る研究開発を支援するものであり、会社の設立や出資の受入れなど、開発事業者自体への体制強化に活用できる支援策ではない。
		要望の措置の妥当性	本特例措置については、スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画を農林水産大臣が認定した場合に限り、適用することとしており、政策手段として妥当である。 スマート農業技術等の開発・供給を促進するためには、研究開発に係る負担を軽減する予算上の措置と、企業の体制強化を促す本特例措置を一体的に講じることが有効であり、本特例措置を存置する必要がある。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和6年度 1件 令和7年度 2件 【減収額】 令和6年度 4万円 令和7年度 28万円 本特例措置は主に機械等の供給の段階において、会社の設立・増資に係る活用を多く見込んでいる中、本措置は法律施行から間もないため、現段階では多くの開発供給実施計画において、スマート農業機械等の供給には至っていない状況である。このことから、適用件数及び減収額は限定的である。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	スマート農業技術等の開発・供給については、スタートアップ・異業種企業等の参入及び協業が重要であり、多様なプレイヤーの参入・協業に係る負担を軽減し、開発・供給を促進するためには本特例措置が有効である。 なお、「租税特別措置の適用実績」に記載の通り、令和7年度までの適用実績は3件であるが、認定済みの計画について、令和8年8月現在、税制特例の活用を予定している事例や相談を受けている事例が15件程度存在するほか、開発したスマート農業機械等を供給する段階で本特例措置の活用が増加すると見込んでおり、今後、十分な政策効果の発現が期待される。
	前回要望時の達成目標	スマート農業技術を活用した農業の生産性の向上を図り、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回の要望に際して、達成目標としてスマート農業技術の活用割合 2030年に50%という目標を設定した。それに対し実績は2025年約26%（参考値）となっており、今後、本特例措置等を活用したスマート農業技術の研究開発及びその成果の普及を推進することにより目標の達成を目指す。
これまでの要望経緯		令和6年度 創設

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減

自己点検においては、短期アウトカムの達成状況として、2024 年度～2025 年度における開発供給実施計画の認定数が 50 件（目標達成率 62.5%）にとどまっている。その要因としては、スマート農業技術活用促進法の施行から間もなく、登録免許税の軽減措置のみならず、開発供給実施計画認定制度の認知が限定的であることが挙げられる。また、政策効果の観点からは、本特例措置は法律施行から間もない措置であり、現段階では多くの開発供給実施計画においてスマート農業機械等の供給には至っておらず、税制特例の効果の発現までには至っていないと評価されている。

一方で、新たな計画認定に加え、計画の進展に伴う体制強化等に係る税制特例の活用を見込んだ事例が認定されており、今後の活用事例の増加が見込まれることから、十分な政策効果の発現が期待される状況にある。

このため、本要望においては、引き続きスマート農業技術等の開発・供給を後押しするとともに、税制措置の活用に関してより一層の周知を図る観点から、本特例措置を単純延長することとした。